

# 新風

しんぷう  
Vol.22



Osamu Maekawa

前川おさむ後援会

事務所/〒861-1306 菊池市大琳寺198-1  
TEL.0968-24-2171 FAX.0968-24-2855

E-mail:maekawa@mb.infobears.ne.jp

あなたと共にご一緒に郷土づくり

前川おさむ県政だより 平成13年5月

## 「21世紀がスタート。」



▲講場で発言する前川おさむ

### 小泉総理誕生と政治の役割

混迷する日本の経済や、社会状況について、色々なことが指摘されており、その最も底流に、「将来への迷い」と呼ぶべきものが存在していると思います。その迷いに対して明確な答えを提示していくのが政治の役割であり、責任であります。

四月に自民党総裁選挙が行われ、地方組織の各県連に対して三票が配分されました。日本全国の都道府県連は、党員による予備選挙を実施し、その結果、圧倒的勝利を得られた小泉純一郎さんが、総理大臣になりました。小泉首相の主張は、「行政の構造改革の断行」と明確であり、二十一世紀の日本の再生に、大きな期待をよせるものであります。

### 県政でも産廃問題が重要案件

二月定例県議会で、一般質問を行いました。市町村合併問題等々様々な議論の中、私が一番心配をしているのが産廃の拡張問題であります。

平成八年の農振地域の見直しで、拡張

予定地の農振除外申請が産廃業者より出され、昨年、さらに当該地区の農振除外申請が出されました。菊池市は平成八年同様、優良農地であると除外を認めない決定をしましたが、その決定に対して、業者から県に対して不服申請があり、県が審査を行って参りました。当初、県の考え方は、平成八年の農振見直し以降、優良農地としての明確な利用計画を市が示していない事、さらには現状において荒地化しているにもかかわらず、市は地権者に対して耕作勧告も行っていない点、これを総合すると、農地として利用する意志がないものと客観的に判断せざるを得ないし、農振法上は大変厳しい状況であるという事です。

### 菊池市は農地利用と

#### 利用計画を!!

私は産廃問題における、これまでの経緯と、市民の思いをぜひ理解していただきたい

いと知事に直接質問をし、知事からは、市の意向や地元情勢にも十分配慮して、適切に対応するという答弁を得る事ができ、その結果、業者からの不服審査申立てを棄却する。つまり農振除外を認めないということになりました。

しかし、これで安心はできません。平成十三年に農振地域の五年毎の全体見直しがあり、市もこの見直しで当該地区について、再度検討すると明言していることから、さらに厳しい局面が予想されます。今、重要な事は、市が農地として利用していくという不転の意志と、それを裏付ける利用計画の明確化であります。

四月から県議会農政常任委員長と自民党県議団政策審議会副会長の任をお引受け致しています。自民党においては三浦一水参議院議員再選委員長という役割をいただきました。与えられた職責を懸命に果たしてまいりたいと思っております。皆様のご指導とご協力をよろしくお願ひ致します。



▲2月定例議会



# 平成13年2月定例県議会公一般質問

(3月12日)

## 一、市町村合併の推進について

(1)市町村合併の具体的なメリットについて  
県においては、これまで積極的に合併を推進してこられました。市町村合併の具体的なメリットについて、県はどのように考えておられるか。

知事(答弁)合併の具体的なメリットとしては、まず、市町村の行財政運営の簡素効率化が図られ、重複する管理経費の節減等により最小経費で、より質の高い行政サービス展開が可能となることが挙げられる。

(2)合併をしない場合の行財政面への影響について  
仮に市町村が今回、合併をしなかった場合には、行財政面において今後、どのような影響が生じてくると予測されておられるのか、いわゆるデメリットについて、どのように考えておられるか。

知事(答弁)合併のメリットが期待できないばかりでなく、現時点で抱えている様々な課題。例えば、環境問題への対応や総合的な地域福祉対策、あるいは住民に身近な社会資本の整備など今後増大することが予想される行政需要に的確に対応して行くことが難しい状況になることも懸念されるところがますます深刻化する。

## 二、産業廃棄物問題について

(1)菊池市の産廃施設の拡張に係る農振問題とこれまでの経緯を踏まえた所見について  
十八町歩に及ぶ施設の拡張を前提とした、農振除外申請がなされ、菊池市がそれを却下し、市の農振計画に対する不服申請が県に提出されている現状と、これまでの経緯を踏まえた所見。

知事(答弁)農業振興地域整備計画に係る問題を含めて最終処分場の拡張問題については、重要な問題と認識している。現在、協定に基づいて協議が行われているところであるので、その状況を踏まえつつ、市の意向や地元情勢にも十分配慮して、適切に対応して参りたい。

(2)環境保全協定が産廃施設の拡張を認める内容であるか否かについて

環境保全協定には、拡張問題については県と市と業者で構成する協議会で今後協議すると書いてありますが、認めるとは書いてないと思います。この協定を作ることに主導的役割で深く関与され、立会人という立場の県として、この環境保全協定が拡張を認める内容であるのか否か?

環境生活部長(答弁)協定は様々な議論を経て締結されたもので、最終処分場の増設又は拡張について合意が得られず、その条文では「協定締結後の最終処分場の埋立期間が20年となっていることを考慮して、最終処分場を増設又は拡張する場合は環境保全協議会で別途協議する」との内容になっており、拡張を認めるとまで言及したものではありませんと理解している。

(3)廃棄物処理施設への公共関与について

公的施設の建設についてであります。県は平成5年の産業廃棄物公共関与基本構想にも、平成10年の産廃処理計画にも公共関与の処理に、言及されておりますが、現実には全く進んでいないのが現状であります。平成13年度中に、新しい産廃処理計画を作る予定と聞いており、予算も計上してありますが、公的産廃処理場の建設について?

環境生活部長(答弁)近年の産業廃棄物の減量化・リサイクルの動向等も見極めながら、平成13年度に策定を予定している産廃処理計画の中で、県内産業廃棄物の実態調査を踏まえたうえで、産廃産廃物処理施設の確保のための方策等について、公共関与の在り方も含めて検討を行って参りたい。

## 三、県立菊池高校の移転問題について

菊池市長も3月議会で、菊池高校の移転と、総合センターの建設は切り離して考えたいと述べられたと聞いております。つまり、菊池高校が移転した跡地に、菊池市総合センターを作るといふ陳情の背景もなくなった訳であります。菊池高校の移転問題についてどのように考えておられるか?

教育長(答弁)県教育委員会としては、白紙の立場で菊池市の事業展開や地元の動向を見守ってきたところである。県財政の厳しい状況も踏まえつつ、地域の拠点校として現在地での施設改築等の計画的な実施により、良好な教育環境の維持を図って参りたい。

以下項目のみ

## 四、財政健全化における公共事業の発注のあり方について(知事・答弁)

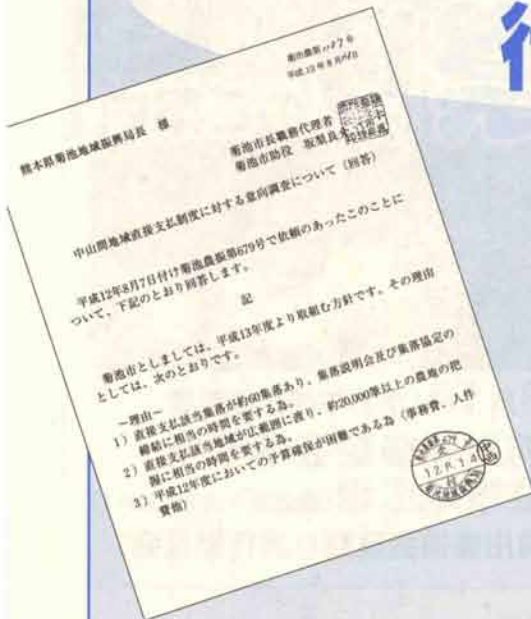
### 五、県立肥後学園の今後について(健康福祉部長・答弁)

### 六、第24回全国菓子大博覧会について(商工観光労働部長・答弁)

### 七、熊本空港の国際航空貨物機能の強化について(企画開発部長・答弁)



# 中山間地域等直接支払制度と 行政の説明責任について



行政の説明責任(アカウタビリティ)、聞き慣れない用語でありますが大変行政を運営していく上において大変重要な事と認識されています。行政が様々な事業を行う、又は行なわないという決断をする前に、住民にきちんとその根拠を示し、住民の意志を確認しながら行政を行うべきだという事です。潮谷知事は「パートナーシップ」、前福島知事は「協働」という言葉でその事を表現されております。

我が菊池市で現在大きな論議の的になっております「中山間地域等直接支払制度」。中山間地域を有する県内約七十市町村中、平成十二年度この事業に取り組まない決定したのは、小川町、玉名市、そして菊池市でありました。小川町、玉名市は対象農家に事業の説明を行い、集落協定をつくることが困難であるという農家の判断により取り組まないという事でありました。一方、菊池市は、住民の代表であ

る市議会にも、直接受益を受ける農家にも一切説明を行うことなく、独断で平成十二年度は、この事業を行わず、平成十三年度から取り組む方針であることを平成十二年八月十四日、公文書で県に対して回答しております。取り組まない理由は(欄外)となっております。つまりその理由はすべて市の都合で、受益農家は何も知らされないままであります。

県の試算によれば約二億八千万円が、菊池市の中山間集落と農家に交付される予定でしたが、平成十二年度の申請締切りは十二月三十日まで、多くの農家の要請と国、県の協力により今年二月に平成十二年度五集落のみモデル事業として取り組む事になりました。しかし、この制度は国の制度であり当然交付を受ける権利をもった残りの集落や農家に対して予定されていた約二億六千万円は交付されないという結果となってしまいました。

そしてその原因、菊池市が行政の説明責任を果たしていなかったという事実は、大変残念であります。

これからの行政のあり方の中で情報公開とともに、様々な事業に対して説明責任が行政にある事、そして住民は知る権利と参加する姿勢が必要である事の教訓にしていかなければと強く訴えます。

## \*おさむ・元気・動く\*



▲熊本空港・天草エアライン視察



▲古川兵衛井手災害状況視察(重味地区)H13年4月27日 右は県農政部 三好次長



有明海のり被害状況視察  
経済常任委員長として





